

ウルグアイ  
商標 知的所有権国家法令  
法律第 17.011 号 1998 年 9 月 25 日公布  
法律第 19.670 号 2018 年 10 月 15 日改正

目次

第 1 章 商標

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 2 章 無効

第 1 節 絶対的無効

第 4 条

第 2 節 相対的無効

第 5 条

第 3 章 商標登録の条件

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 4 章 商標登録によって付与される権利

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 5 章 異議申立，取消及び請求訴訟

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

- 第 24 条
- 第 25 条
- 第 26 条
- 第 27 条
- 第 28 条

## 第 6 章 商標登録手続

- 第 29 条
- 第 30 条
- 第 31 条
- 第 32 条
- 第 33 条
- 第 34 条
- 第 35 条
- 第 36 条
- 第 37 条

## 第 7 章 団体標章

- 第 38 条
- 第 39 条
- 第 40 条
- 第 41 条
- 第 42 条
- 第 43 条

## 第 8 章 証明標章又は保証標章

- 第 44 条
- 第 45 条
- 第 46 条
- 第 47 条
- 第 48 条
- 第 49 条
- 第 50 条
- 第 51 条
- 第 52 条
- 第 53 条
- 第 55 条
- 第 56 条

第9章 商標に影響を及ぼす権利；ライセンス，質権，差押及び発明の禁止

第1節 ライセンス

第57条

第58条

第59条

第60条

第61条

第62条

第63条

第2節 産業上の質権

第64条

第3節 差押及び発明の禁止

第65条

第10章 商標登録の消滅

第66条

第11章 商号

第67条

第68条

第69条

第70条

第71条

第72条

第12章 地理的表示

第73条

第74条

第75条

第76条

第77条

第78条

第79条

第13章 産業財産公報

第80条

第14章 民事訴訟及び刑事訴訟

第81条

第82条

第83条

第 84 条  
第 85 条  
第 86 条  
第 87 条  
第 88 条  
第 89 条

第 15 章 産業財産庁で実施すべき手順

第 90 条  
第 91 条

第 16 章 弁理士

第 92 条  
第 93 条  
第 94 条  
第 95 条  
第 96 条  
第 97 条  
第 98 条

第 17 章 手数料

第 98 条

第 18 章 暫定条項

第 100 条  
第 101 条

第 19 章 最終規定

第 102 条  
第 103 条  
第 104 条  
第 105 条  
第 106 条  
第 107 条  
第 108 条

## 第1章 商標

### 第1条

商標とは、自然人又は法人の商品又は役務を他者のそれと識別するために適切な標識をいう。

### 第2条

非可視な標識の登録は、適切な技術的手段の利用することを条件とする。  
これらの目的のために、行政府は、機会を確立し、実施形態を規制する。

### 第3条

本法において要求された条件に適合する広告文は、商標として使用することができる。

## 第2章 無効

### 第1節 絶対的無効

#### 第4条

本法の規定に従って、次は商標とはみなされず、よって、絶対的無効を生じるものとする。

- 1) 国家及び地方自治体の名称，国家若しくは地方自治体のシンボルマーク，紋章又はそれらを識別する識別的な要素(それら自体，非公式な法人，国家の参加を伴う企業及び第73条以下の事例に関するものを除く)
- 2) 国内若しくは外国の貨幣，手形又は公式の支払手段を複製又は偽造する標識及び国家によって採用された管理及び保証を示す公の記号又は印章
- 3) 赤十字及び国際オリンピック委員会によって使用されるエンブレム
- 4) 原産地名称及び地理的表示であって，それらが適用される商品又は役務に関して独自若しくは十分に識別的ではなく，又はそれらの使用が，商標によって識別される商品又は役務の原産地，品質又は特性に関して混同を来す可能性があるもの
- 5) 法律に従って発明特許又は実用新案の要件に適合する場合の商品又は包装の形状
- 6) 対応する分類における野菜品種に関して1997年2月21日付法律第16.811号によって創設された国立種子研究所に登録される野菜品種の名称
- 7) 特別な様式を伴わない個別の文字又は数字
- 8) 商品及び包装の色及びモノクロラベル。ただし，包装及びラベルの色の組合せは，商標として使用できる。
- 9) 商品及び役務の品質又は属性を表現するために使用される技術名称，取引名又は一般名
- 10) 商品若しくは役務の性質又それらが属する分類，型式若しくは種類を示すために一般的に使用される名称
- 11) 現在において一般的に使用される用語又は慣用句及び標識又は意匠であって，奇抜な標識ではなく，すなわち，新規性，特殊性又は識別性を提示しないもの
- 12) スペイン語への翻訳文が本条9)，10)及び11)に記述した禁止事項内に含まれる外国語での用語又は用語の組合せ
- 13) 公序良俗，社会的に受け入れられる道徳又は善良なマナーに反する図又は表現
- 14) 敬意すべき又は検討に値する価値のある構想，人物又は対象に関連して嘲笑する戯画，肖像画，図及び表現。

### 第2節 相対的無効

#### 第5条

本法の適用上，次は，商標として登録することができず，相対的無効となる。

- 1) 外国又は国際的及び政府間の団体を識別する旗，盾，文字，用語及びその他のエンブレム。ただし，それらの商業的使用が，国家の対応する官庁又は利害関係団体によって発行された証明書によって認可されていないことを条件とする。
- 2) 文学芸術作品，その複製及び著作権保護を受ける価値のある架空の又は象徴的な登場人物。ただし，登録がその所有者又は当該所有者の同意を得た第三者によって申請される場合は除く。
- 3) 生きている者の名称及び肖像画であって，当該人が明白な同意を与えていないもの。故

人の名称及び肖像画であって、法定相続人が明白な同意を与えていないもの。本規定の効力上、「名称」とは、父称が後続する洗礼名、並びに唯一の姓及びペンネーム又は敬称であって、父称が後続する洗礼名と同じ程度に人物を識別するものとする。

- 4) 姓単独であって、これに対して利害関係人により提出された異議申立が、対応する行政当局によって真に正当とみなされるもの。
- 5) 第 54 条における禁止事項に定められた証明標章又は団体標章
- 6) 周知の商標又は商号を全体的又は部分的に複製、模倣又は翻訳文する標識又は用語
- 7) 不正行為の目的を暗示すると思われる用語、標識又は識別的な要素
- 8) 商品又は役務の原産地、品質、性質、特性、実用性、適性及び起源を偽装又は模倣する標識及び表示

### 第3章 商標登録の条件

#### 第6条

登録を求めている商標は、同一の商品若しくは役務又は共存する商品若しくは役務に係る混同を回避するために、既に登録された又は登録が係属中の商標とは明確に異なっていなければならない。

#### 第7条

本法第4条9)、10)、11)及び12)の禁止事項下の標識は、当該禁止事項下であっても組合せ商標の一部であり得るが、標識に対する排他権はない。

#### 第8条

第4条9)、10)、11)及び12)の禁止事項下の用語又は用語群が一定の自然人又は法人に関連付けられた商品又は役務に関して証明された識別的な特徴を獲得している場合、当該用語又は用語群は、当該自然人又は法人に対して、かつ、当該商品及び役務に関して、商標として許可されることになる。

前項の規定に基づいて付与された登録の有効期間が満了すると、同一のものは、第三者によって再び登録されてはならない。

本条第1項は、本法の発効前に既に登録された商標にも適用するものとする。ただし、当該登録商標が本法に定めた要件に適合していることを条件とする。

## 第4章 商標登録によって付与される権利

### 第9条

商標を使用する権利は、本法の規定を遵守してなされた対応する登録を通じて取得される。商標の登録は、自身の氏名に基づいて登録が確認された自然人又は法人が商標の正当な所有者であるという推定を含む。

### 第10条

外国において既に登録された商標の登録は、その正当な所有者若しくは正式に認可された代理人又は正当な所有者の名義の下で商標を登録することを正式に認められている旨を立証する何れかの者によってのみ、出願されるものとする。

### 第11条

商標の所有権は、出願が提出された商品及び役務に関してのみ、取得される。保護が求められる国際分類に含まれた商品又は役務の名称を含む商標の登録について出願が提出される場合、その旨明示的に特定されなければならない、かつ、その商標は、当該商品又は役務に対してのみ登録される。

### 第12条

所有者又は正式に認可された代理人によって市場に正当に導入された標章付きの商品の自由な流通は、当該商標の登録を理由として阻害又は妨害されないものとする。ただし、当該商品及びそれらの提示並びに商品に直接触れる容器又は包装が大幅に変更、修正又は損傷されていないことを条件とする。

### 第13条

商標登録が正式に付与されると、その所有者は、当該登録によって付与された保護を獲得し、また、当該所有者は、場合に応じて、先の全体的又は部分的な登録に対して事前に又は同時に自身の権利を放棄していないときには、同一の分類に関して、同等な商標の新たな全体的又は部分的な登録のために出願する権利を有さないものとする。

### 第14条

商品と役務との間に混同を来す可能性がある商標の使用又は登録に対して異議申立を提出する権利は、本法に定められた要件を遵守している自然人又は法人に付与されるものとする。

### 第15条

名称又は居所の変更及び会社形態の修正又は登録の権限に影響を及ぼすその他の修正は、産業財産庁に登録され、産業財産公報で公表されるものとする。

### 第16条

商標の登録又は出願から由来する権利は、全体又は部分において、生前贈与、遺言処分、強制執行又は回復のための措置により移転することができ、また、所有者又は出願人が死亡し

た場合、当該権利は、それらの者の承継人へ移転されることになる。

商標所有権の全体的又は部分的な移転は、書面で記録されなければならない。

当該移転が第三者に対して有効となるために、第1項に含まれる措置は、対応する登録簿に記録されなければならない。

産業財産権の登録又は出願に関する権利及び担保の登録の優先順位は、該当する場合は各書類の提出の日付及び時刻に従って発せられることになり、それに関して決定が下されるまで、他の権利又は担保は登録できない。

## 第17条

第14条の規定に拘らず、移転の場合、譲渡人は移転される商標と同等又は類似するその他の商標を所有するときには、その旨を述べなければならない。沈黙又は隠蔽は、当該商標の登録を通じて付与された保護の損失を生じる。当該損失は、職権により又は利害関係人の要求に応じて命じられるものとする。

## 第18条

商標の登録は、10年の保護期間を付与し、当該商標の所有者又はその代理人からの要求時点で、更に10年の更新が常に可能であるものとする。

更新は、保護期間満了前の6月の期間内に申請されるものとするが、満了日に後続する日から6月の猶予期間が付与される。

商標登録の更新は、先の登録に含まれているが、更新申請において主張されていない分類、商品及び役務に関して放棄を暗示することになる。

## 第19条

登録された商標は、使用の義務がある。

商標登録は、次の場合には、取り消すことができる。

A) 商標が、商標権者、ライセンシー又は当該商標を使用することを認可された者によって、付与日又は各更新の承認日に後続する5年の連続する期間内に使用されなかった場合

B) 当該使用が、5年の連続する期間を超えて中断された場合

登録は、使用の欠如が不可抗力の理由に起因する旨を商標権者が証明するときには、取り消すことができない。

直接的で個人的な正当な利益の保有者は、A)及びB)に定められた状況が該当する場合に、登録商標の取消を請求することができる。当該措置は、産業財産庁により決定される。

1又は複数の商品又は役務に対する商標の使用により、他の分類の商品又は役務は、それらが類似しない場合であっても、登録の取消を免れる。

登録の所有者は、商標の使用を証明する責務を負う。

商標の使用は、商標が定められた期間実際に公的に使用されていたことを示す、法律に基づいて許可される何らかの証明方法によって認定されるものとする。

商標の使用証明の提示は、更新には要求されない。

規則は、本条の適用上における使用の条件及び方法並びに取消行為の手続を確立する。

## 第5章 異議申立，取消及び請求訴訟

### 第20条

直接的な利害関係又は権利を有する正当な所有者は，本法第4条及び第5条に定められた理由により，登録出願に対して異議申立を提出する又は登録済商標を取消請求することができる。

### 第21条

産業財産庁は，第4条及び第5条に定められた理由により，登録出願の異議を認める若しくは出願を拒絶し，又は商標登録を取り消す権限を有する。

### 第22条

産業財産庁は，消費者権利を保護するため第6条の規定に反する登録出願の異議を認める若しくは出願を拒絶する権限を有する。

### 第23条

登録済商標又は登録手続係属中の商標の所有者は，自身が所有するものと類似又は同一の商標登録出願に対して異議申立を提出し，又は当該登録が既に実行されている場合にその登録の取消を請求する権利を有する。

登録に対する異議申立は，第80条によって作成された産業財産公報における公表日に掲載された日の翌日から起算して30日の期間内に提出しなければならない。

### 第24条

第14条の規定に拘らず，登録が遂行されていない使用中の商標の所有者は，自身が所有するものと類似又は同一の商標登録出願に対して，前条に定められた期間内に異議申立を提出する権利を有するものとする。ただし，先の使用を根拠として異議申立を提出する当事者が，当該使用が平和的，公的で，かつ，少なくとも1年間継続している旨を証明することを条件とする。

異議申立が，登録されているが，その登録が期限内に更新されなかった商標の所有者によって提出される場合，その使用は，当該商標が正式に登録されている期間によって正式に証明されているとみなされる。

前条に記述された異議申立を提出する当事者は，当該異議申立の提出日から10日間の内に，対応する商標の登録を出願するものとする。前記期間内に当該出願の提出ができない場合は，法律の運用により異議を却下することに対する実質的な承諾とみなされる。

異議申立の期限が到来しているという事実並びに商標の登録を付与する決定が批准及び確認されているという事実により，同一の理由による当該商標に対する更なる主張の可能性は排除される。

### 第25条

第5条6)及び7)の規定を根拠として提出される，商標の所有者により，ウルグアイで使用されなかったことを理由とする商標登録の取消請求をする場合，請求人は当該登録を当該請

求日から 90 日の期間内に正式に出願しなければならない。上記した期間内に当該出願を提出しない場合、法律の運用により登録の取消請求を却下することに対する実質的な承諾とみなされる。

#### **第 26 条**

商標登録に対する異議申立の提出により、同一の理由による当該登録の無効を更に請求する可能性は排除される。

#### **第 27 条**

第 4 条の規定を根拠とした無効請求は、何れの時点でも申請できる。

第 5 条の規定を根拠とした当該登録の取消請求を提出する権利は、商標の登録が正式に付与された日から 15 年の経過後、喪失するものとする。ただし、商標が不誠実な行為を通じて登録された場合に対応する商標の「周知使用」を理由として提出される請求を除く。この場合では、当該登録を取消は、如何なる時点でも請求できる。

#### **第 28 条**

商標の登録が、当該商標の代理人、代理店、輸入業者、販売業者、ライセンシー又はフランチャイズ加盟者によって、それらの者自身の名義の下で、かつ、合法的な所有者の許可なしに出願され又は取得されている場合、当該合法的な所有者は、異議申立又は当該登録の取消請求の提出に加えて、産業財産庁へ、自身が当該権利に対する正式な出願人又は当該権利の所有者として認知されるべきであり、かつ、係属中の出願又は既に付与された登録に対する権限が自身へ移されるべきことを主張する資格を有する。

上記の主張を提出する権利は、商標登録が正式に付与された日から 5 年経過後に消滅する。

## 第6章 商標登録手続

### 第29条

商標登録出願は産業財産庁へ提出しなければならず、かつ、この目的のために要求される書類を添付しなければならない。

### 第30条

登録簿における優先順位は、それぞれの請求が提出される日付及び時刻によって付与される。

### 第31条

登録出願が正式に提出されると、当該商標の標識に対する修正は許されない。商標の修正に関する如何なる主張も、新たな登録出願を暗示する。

### 第32条

商標登録出願が正式に提出されると、保護を求める商品及び役務の数は同一の分類であっても増加してはならないものとするが、保護対象物は、当該保護からの分類、商品及び役務の削除を通じて制限することができる。

### 第33条

第5条6)及び7)の規定を根拠として、商標登録の取消請求は、対応する証拠とともに提出しなければならない。当該証拠は、常識及び本法の規則に従うことを条件として、合理的な態様で当該主張を立証する適切な手段に含まれるものとする。

出願人又は所有者が対応する出願を提出した時点で当該商標の存在を知っていたことについて立証した異議申立人、上诉人又は登録の取消請求を提出する当事者は、周知使用の証拠を提出することから免除される可能性がある。

### 第34条

産業財産庁は、商標登録出願が言及する分類を考慮して、当該商標登録出願の全部又は該当する場合は一部を付与又は拒絶するための該当する決定を発するものとする。

### 第35条

商標登録が正式に付与されると、産業財産庁は、対応する商標登録証を発行する。

### 第36条

当事者らに付与される期間は、厳密な時間制限があり、かつ、対応する規則において別段の定めがある場合を除き、延長してはならない。

### 第37条

利害関係人による請求時に、産業財産庁は、本法を規定する政令によって定められた態様で、第2の商標登録証を発行する権限を有するものとする。

## 第7章 団体標章

### 第38条

団体標章は、特定の個人グループの構成員に属する商品又は役務を識別するために使用される。

生産業者、実業家、商人又は役務提供者の団体は、市場において、当該団体の構成員に属する商品又は役務を当該団体の構成員ではない者の商品又は役務と区別するために団体標章の登録出願を請求することができる。

### 第39条

団体標章の登録出願は、出願人である団体の識別データに加え、当該標章を使用する権限を有する者、団体の構成員になるための要件、対応する標章の使用のための条件及び当該標章の使用を構成員の各員に対して禁止できる理由とともに、その使用規則を含まなければならない。

### 第40条

団体標章の所有者は、その使用規則の一部又は全部の修正を産業財産庁へ通知するものとする。当該修正は、産業財産公報で公表される。

使用規則に対する一部及び全部の修正は、当該修正の産業財産庁への提出時点から有効かつ効力を有することになる。

### 第41条

団体標章は、以下の場合において、職権又は利害関係人の請求により取り消すことができる。

1. 団体標章が、使用規則の規定に反して所有者によって使用されている場合
2. 団体標章が、その所有者のみによって又は権限付与された者の1名のみによって使用されている場合

### 第42条

団体標章に対する権限は第三者へ移転されてはならない。また、その使用は、団体が公認可しない者に許可されてはならない。

### 第43条

団体標章は、本章に別段の定めがない限り、本法のすべての規定によって管理される。

## 第 8 章 証明標章又は保証標章

### 第 44 条

証明標章又は保証標章は、所有者の裁量によって当該所有者が正式に認可し、管理する者により、念入りに作成され又は提供される商品若しくは役務の品質、構成要素、性質、採用された方法及びその他の適切なデータに特に関連する共通の特徴を証明する標識である。

証明標章又は保証標章の所有権は、国家を代表して、かつ、国家の公約に従って品質認証を実施する能力がある公的若しくは準公的な団体、又は前記した能力を有する公的若しくは準公的な団体によって正式に認可された民間機関にのみ付与されるものとする。

### 第 45 条

原産地名称は、特定の規則によって管理される場合でも、本法に規定されているとおり、保証標章として登録されてはならない。

### 第 46 条

証明標章又は保証標章の登録出願は、所有者の裁量において、念入りに作成され、分配され、又は提供される商品及び役務に関する品質、構成要素、性質及び採用された方法並びにその他の適切なデータを示すその使用規則を含むものとする。

使用規則は、証明標章又は保証標章の所有者が実施する義務がある管理措置を、その措置の施行は対応する罰則制度とともに設立しなければならない。

### 第 47 条

使用規則は、第 44 条に言及した公的若しくは準公的な団体又は民間機関によって、それらの者の能力の範囲内で念入りに作成され、かつ、第 46 条に定められた態様で産業財産庁へ提示される。産業財産庁は、当該使用規則が本法及びその対応する規則の規定に適合するか否かを確認する。

### 第 48 条

使用者側での使用規則の不履行は、標章の使用認可の取消又は当該使用規則において確立されたその他の罰則を伴って、所有者が制裁を科すことができる。

### 第 49 条

証明標章又は保証標章の所有者は、使用規則に対する一部又は全部の修正を産業財産庁へ通知するものとする。当該修正は、第 80 条によって設置された産業財産公報で公表される。使用規則に対する修正は、当該修正の産業財産庁への提出時点から有効かつ効力があるものとする。

### 第 50 条

証明標章又は保証標章の登録は、無期限に有効かつ効力があり、その登録は取消によって消滅するものとし、また、その所有者の解散又は死亡の場合では、第 54 条第 2 項の規定が適用されるものとする。

当該登録は、如何なる時点でも所有者の請求により取り消すことができる。

#### **第 51 条**

自身の商品又は役務が標章使用規則によって確立された条件に準拠する者による証明標章又は保証標章の使用は、当該証明標章又は保証標章の所有者の認可を必要とする。

#### **第 52 条**

証明標章又は保証標章は、当該標章の所有者によって製造され、貸与され、又は取り引きされる商品又は役務に対して使用してはならない。

#### **第 53 条**

証明標章又は保証標章は、譲渡できないものである。同様に、当該標章は、評価、先取特権若しくは差押又はその他の保全手段又は司法執行の対象であってはならない。

#### **第 54 条**

証明標章又は保証標章の所有者が解散又は死亡時に、その所有者は、解散又は消滅した団体を、監督することのできる公的若しくは準公的な団体又は本法第 44 条記載の民間機関に移される。よって、法律に基づき、産業財産庁に事前に連絡しなければならない。

解散又は消滅した団体又は民間機関を通じて国家によって実施される品質証明活動が別の団体に移されない場合は、証明標章又は保証標章の登録は法律の運用により失効するものとする。

#### **第 55 条**

登録が取り消され、又は使用が所有者の解散若しくは消滅を理由として停止されている証明標章又は保証標章は、第 54 条第 1 項に定められた場合を除き、対応する取り消し、当該標章の所有者の解散又は消滅から 10 年の期間が経過するまで、商標として又は別の識別的な商業的標識として採用、使用又は登録されてはならない。

#### **第 56 条**

証明標章又は保証標章は、本章に別段の定めがない限り、本法のすべての規定が適用される。

## 第9章 商標に影響を及ぼす権利；ライセンス，質権，差押及び改変の禁止

### 第1節 ライセンス

#### 第57条

ここに商標ライセンス登録簿を設置する。産業財産庁は，当該登録簿を担当する。

#### 第58条

本法の効力上，ライセンスとは，登録済商標又は登録が係属中の商標の全体的又は部分的使用の権利を付与する商標登録に対する補足的な契約である。当該権利は厳格な期限により付与され，かつ，その使用は排他的又は非排他的である場合がある。

契約に排他権の条項が欠如している場合，当該契約は，ライセンシーに対して排他権を付与しないものとして解釈される。

#### 第59条

ライセンス契約は，産業財産庁における登録時に，第三者に対して有効かつ効力が生じる。

#### 第60条

ライセンス契約の実質的な部分を伴う抜粋は，産業財産公報に公表される。

#### 第61条

ライセンシーは，自身の権利を全体的又は部分的の何れであっても，ライセンサーからの明示的な同意なしで移転する資格を有さないものとする。

#### 第62条

ライセンス契約又はサブライセンス契約に対してなされる如何なる修正も産業財産庁へ正式に通知しなければならず，かつ，当該修正は，第58条，第59条，第60条及び第61条の規定が適用される。

#### 第63条

商標ライセンスを含むフランチャイズ契約は，適宜，本節の規定が適用される。

### 第2節 産業上の質権

#### 第64条

第2条第2項又は1928年9月24日付法律第8.292号並びに一致規定，補足規定及び修正規定において確立された商標登録簿を交換することなく，質権の登録に関する権限は，本法の制定以降産業財産庁に移管する。

### 第3節 差押及び改変の禁止

#### 第65条

産業財産庁は，登録済商標又は登録が係属中の商標に影響を及ぼす差押及び改変の禁止について司法に通知し，かつ，その登録簿を保全する。

## 第10章 商標登録の消滅

### 第66条

商標登録は、次の場合に消滅する。

- 1) 第18条に定められた期間の満了時(登録が更新された場合は除く)
- 2) 所有者による産業財産庁への書面による申請時。登録中のライセンス契約の場合では、ライセンス許諾した商標の所有者は、その放棄登録の前に、登録を放棄する自身の意向についての明瞭な通知をライセンシー宛に送達したことを証明しなければならない。
- 3) 管轄当局によって発せられた無効の宣言時
- 4) 第17条に定められた根拠に起因する場合
- 5) 国家が、第4条1)に記述された企業への関与を停止した場合
- 6) 第19条に定められた使用の欠如に起因する取消の場合

## 第 11 章 商号

### 第 67 条

商号は、本法の効力上、産業財産とみなされる。

### 第 68 条

自然人又は法人が、商業的な目的でもって、同一の名称又は同一の慣用的な呼称を有する別の者によって既に使用されている活動を展開することを望む場合、当該自然人又は法人は、名称若しくは当該名称に対する呼称が先に存在するものとは著しく異なるものとなるよう明瞭な修正を行うものとする。

### 第 69 条

商号の使用に対する排他権の所有者の法的訴えは、他方の当事者が当該商号の使用を開始した日から 5 年経過後に消滅するものとする。

### 第 70 条

事業の譲渡又は売却は、別段の定めがない限り、対応する商標の譲渡又は売却を包含し、かつ、譲受人は、仮に商標が商号であっても、該当する売買契約書又は移転契約書に明示的に定められていることとは別に制限なく、譲渡人が行ったのと同様に、当該商標の使用を行う権限を付与される。

### 第 71 条

商号を産業財産権として使用する排他権は、当該商号で識別する商業的活動の終了時点で、消滅する。

### 第 72 条

商号の登録は、当該商号が商標の一部でない限り、本法により付与された権利を行使するための要件ではない。

## 第 12 章 地理的表示

### 第 73 条

地理的表示，原産地名称及び出所の表示は，保護することができる。

### 第 74 条

地理的表示は，国，地域又は場所からもたらされる商品又は役務を，それらの一定の品質，評判又はその他の特徴が地理的出所に起因する場合には，識別するものである。

出所の表示は，商品が抽出され，生産され，若しくは製造され，又は役務が提供される場所を識別する，当該商品又は役務の地理的表示の使用である。出所の表示に対する保護は，事前の登録を不要とする。

出所の表示の使用は，同一の場所に拠点を置く他の供給業者による使用を妨げない。ただし，当該表示が誠実に使用され，かつ，如何なる混同も来さないことを条件とする。

### 第 75 条

原産地名称は，品質又は特徴が自然要因又は人的要因を含む地理的環境に専ら又は本質的に起因する商品又は役務を呼称するために使用される国，都市，地域又は場所の地理的表示である。

### 第 76 条

ここに，国家の生産業者の地理的表示及び原産地名称に関して，国立ぶどう栽培研究所の責任下の登記所を損なうことなく，地理的表示及び原産地名称の登録簿を産業財産庁において設置する。

### 第 77 条

地理的表示，原産地名称又は出所の表示の使用は，その場所で設立された生産業者及び役務提供業者に限定される。

地理的表示又は原産地名称の付与は，該当する管轄当局の責務である。国家のぶどう栽培に対しては，その付与は，国立ぶどう栽培研究所の責務となる。

地理的表示及び原産地名称は，品質要件を満たす必要もある。

地理的表示又は原産地名称の登録は，所有者に対し，当該表示又は名称の一部を形成する一般的又は説明的な用語に及ぶ排他権は付与しない。また，第三者による善意でのこれらの一般的又は説明的な用語の使用を妨げない。

第 79 条の規定を損なうことなく，不正競争の行為を構成し，又は登録された若しくは登録係属中のその他の地理的表示と混同する可能性がある地理的表示のすべての使用は禁止される。

### 第 78 条

地理的表示，原産地名称又は出所の表示の何れも構成しない地理的表示は商標として登録できる。ただし，それらが原産地の真正な場所に関して誤認を引き起こさないことを条件とする。

## 第 79 条

1994年4月15日から少なくとも10年間、継続的に使用している者は、ぶどう酒又は蒸留酒を識別するための地理的表示の使用禁止が免除される。

## 第 13 章 産業財産公報

### 第 80 条

ここに、産業財産公報を設置する。次の内容が、当該公報に公表される。

- 1) 商標の登録出願及び該当する場合は、本法の規則に定められた態様における使用規則
- 2) 商標に関して発せられたすべての決定
- 3) 第 58 条、第 59 条、第 60 条及び第 62 条の規定に従うライセンス契約及びサブライセンス契約の抜粋並びにその修正
- 4) 共和国憲法第 317 条に定められた場合を除き、申請者本人が行なうべきにも拘らず、申請者の責に起因して、送達されなかった通知
- 5) 召喚状
- 6) 弁理士登録簿における登録
- 7) 規則において又は産業財産庁によって設けられた場合において確立されたすべてのその他の措置

## 第 14 章 民事訴訟及び刑事訴訟

### 第 81 条

他者の登録商標を使用し、製造し、偽造し、改竄し又は模倣することにより利益を得た又は損害を与えた者は、懲役 6 月から拘留 3 年までの処罰を受けるものとする。

### 第 82 条

他者の商標を付した偽の商品容器への詰め替えを行う者は、懲役 6 月から拘留 3 年までの処罰を受けるものとする。

### 第 83 条

前条に記述した商標で識別された商品を故意に製造し、保管し、配送し、又は取引する者は、懲役 3 月から拘留 6 年までの処罰を受けるものとする。

### 第 84 条

前条に記述した商標は、その実行に使用されるツールと同様に、破棄され、又は使用不能とされるものとする。

没収された侵害品は、当該商品が、その性質を理由として、国家又は民間慈善団体に譲渡できるものでない限り、差し押さえられ、破棄されるものとする。

商品の偽りの品質が適切な専門技術によって確立される場合、当該商品は告訴人の費用で破棄され、又は国家若しくは民間慈善団体へ譲渡されることになる。

### 第 85 条

本章の規定は、使用の資格なく、第 75 条に定められた原産地名称の使用をなす者に適用されるものとする。

### 第 86 条

本法で定められた犯罪は、利害関係人の請求により、刑事訴訟法第 11 条以降の規定に従って、起訴されるものとする。

### 第 87 条

第 81 条から第 85 条までの規定に掲げる侵害によって損害を受ける者は、罰せられた犯罪者及び共同犯罪者に対して、相応の損害賠償訴訟を起こす資格を有するものとする。

### 第 88 条

登録商標の所有者は、司法に対して、自身が所有するものと類似又は同一の未登録商標の使用禁止を請求する資格を有するものとする。

### 第 89 条

民事訴訟又は刑事訴訟は、犯罪が行われ、若しくは繰り返されてから 4 年の経過後又は商標所有者が初めてその事実に気づいた日から起算して 1 年経過した後には、提起できない。時効期間を中断する行為は、慣習法によって確立される。

## 第 15 章 産業財産庁で実施すべき手順

### 第 90 条

以下の者は、本法に定められた手続に関する手順を実施する資格を有する。

1. 利害関係人自身(代理権付与の有無に拘らず)
2. 正式に証明された法的地位を有し、対応する登記簿へ登録された弁理士
3. 必要な委任状によって権限を付与された代理人

### 第 91 条

弁理士は、民法第 4 卷第 2 部第 8 編の規定に従う代理人と同様の義務と責任を負うものとする。

## 第 16 章 弁理士

### 第 92 条

産業財産庁は、1968 年 11 月 14 日付政令第 685/968 号によって設置された弁理士登録簿を保守するものとする。

### 第 93 条

弁理士として登録されるためには、関係者は、本法の規則において確立されたものに加えて、次の要件を遵守しなければならない。

- 1) 満法定年齢に達していること
- 2) 本籍地が定められていること
- 3) 善良な行動が認定されていること
- 4) 高等中等教育を修了していること
- 5) 能力試験の合格。ただし弁護士はこの要件から免除される。

関係者には、要求に応じて及び自己負担で、登録証が発行されるものとする。

### 第 94 条

前条 5) によって要件とされる能力試験は、産業財産庁長官によって任命された 3 名で構成される試験委員会によって行われるものとする。

### 第 95 条

本法の制定前に弁理士へ付与された登録は、ここに準拠する。

### 第 96 条

産業財産庁敷地内における弁理士又はその従業者による役務の広告又はその申出は、重大な違法行為とみなされる。

### 第 97 条

弁理士は、民法第 1324 条第 1 項の規定に従って、自身の従業者の行為に対して責任を負うものとする。

### 第 98 条

弁理士は、以下の制裁を適用する権限が付与される産業財産庁長官によって監督されるものとする。

- 1) 警告
- 2) 犯罪の重大さに応じて 10 から 100UR（調整単位）までの罰金
- 3) 最長 2 年間の停職処分
- 4) 弁理士登録簿からの除名

制裁は、対応する規則を考慮して適用されるものとする。

## 第17章 手数料

### 第98条

産業財産庁は、以下の手続手数料を徴収する。

注：UI は公定単位（2023年7月1日の参考値：1UI= 5.8230 ウルグアイペソ，0.146US\$）

	UI
1 商標登録出願	
1.1 文字 1 区分	1121, 03558
1.2 文字 追加区分数ごとに	672, 62135
1.3 図形又は複合 1 区分	1569, 44982
1.4 図形又は複合 追加区分数ごとに	896, 828466
2 (削除)	
3 保証標章の認定	
3.1 文字 1 区分	2690, 4854
3.2 文字 追加区分数ごとに	1345, 2427
3.3 図形又は複合 1 区分	3363, 10675
3.4 図形又は複合 追加区分数ごとに	1569, 44982
4. 団体標章	
4.1 文字 1 区分	2690, 4854
4.2 文字 追加区分数ごとに	1345, 2427
4.3 図形又は複合 1 区分	3363, 10675
4.4 図形又は複合 追加区分数ごとに	1569, 44982
4.5 使用規定の変更	672, 62135
5. 原産地名称 1 区分	2690, 4854
追加区分数ごとに	1569, 44982
6. 異議申立 1 区分	1569, 44982
追加区分数ごとに	672, 62135
7 (削除)	
8. 登録商標の取消請求	1345, 2427
9. 更新	
9.1 文字 1 区分	1121, 03558
9.2 文字 追加区分数ごとに	672, 62135
9.3 図形又は複合 1 区分	1569, 44982
9.4 図形又は複合 追加区分数ごとに	1569, 44982
9.5 猶予期間 1 区分	3363, 10675
追加区分数ごとに	672, 62135

10. 申請	1 区分	1121, 03558
	追加区分数ごとに	672, 62135
11. 移転	1 区分	1121, 03558
	追加区分数ごとに	672, 62135
12. 住所変更		448, 414233
13. 名称変更		448, 414233
14. 契約		
14.1	フランチャイズ（商標の使用ライセンスを含む）	1569, 44982
14.2	ライセンス及びサブライセンス	1569, 44982
14.3	契約改定	672, 62135
14.4	質権設定	672, 62135
14.5	質権解除	672, 62135
15. 先取特権及び禁止事項		
15.1	登録	672, 62135
15.2	先取特権及び改変禁止の解除	672, 62135
16. 作業手続で手配される移動及び改変禁止		
16.1	登録	免除
16.2	作業手続で手配される移動及び改変禁止の調査	672, 62135
17. 登録証		448, 414233
18. 登録謄本		2242, 07117
19. 証明書の申請		
19.1	ブランドあたり	560, 517792
19.2	所有者数最大 10 までの所有者あたり	560, 517792
	所有者あたり最大 10 までの請求又は承認	560, 517792
20. 緊急の証明書申請（24 時間）		1121, 03558
21. 証明書の延長		224, 207117
22. 記録の申請		280, 258896
23. 証言書類の提出請求		
	書類数 10 まで	112, 10355
	以降の各書類あたり	3, 81152098
24. 契約の終了		672, 62135
25. 代理人登録		11210, 3558
26. 取消訴訟 1 訴訟あたり		1. 345, 24

## 第 18 章 暫定条項

### 第 100 条

使用中であるが、産業財産庁において登録されていない商標の所有者及び登録が 1940 年 10 月 4 日付法律第 9.956 号第 11 条第 2 項に従って更新されていない登録済商標の所有者は、第 24 条の規定に拘らず、本法に定められた商標の訴訟手続を利用するために、本法制定から 2 年の猶予期間を有する。

上記訴訟を提起する当事者は、当該訴訟の提起から 10 日の期間内に対応する商標の登録出願を行わなければならない。当該出願の提出不履行は、法律の運用により異議申立を却下することに対する実質的な承諾とみなされるものとする。

### 第 101 条

1941 年 12 月 12 日付法律第 10.089 号及び 1976 年 7 月 29 日付政令第 14.549 号及びその規則に定められた公表は、本法によって設置される産業財産公報において作成されなければならない。

本法に規定されるすべての公表は、1 回のみ行われる。

## 第 19 章 最終規定

### 第 102 条

産業エネルギー鉱業省に所属する産業財産庁は、本法に定められているすべての事項の管轄当局である。

### 第 103 条

本法に定められているすべての登録簿は、公開される。

### 第 104 条

本法において確立されている手続は、専門性を理由として特別な制度を構成し、よって当該手続は本法の規定及び対応する規則によって規制される。あくまで補助的に、行政手続を規制する一般規定が適用される。

### 第 105 条

行政府は、官報に掲載された翌日から 120 日以内に、本法の規則を布告する。

### 第 106 条

1940 年 10 月 4 日付法律第 9.956 号、該当する場合は 1941 年 12 月 12 日付法律第 10.089 号及び 1992 年 11 月 1 日付法律第 16.320 号第 226 条は、本法の発効以降廃止される。

### 第 107 条

行政府は、本法の施行に必要な資力を提供するものとする。

### 第 108 条

本法の施行により生じる収入は、当該業務の改善に充てられる。